

環境省がガイドライン策定

事業継続計画の策定を

廃棄物処理の 新型インフル対策

全産連などに通知

新型インフルエンザが流行した際にも安全かつ安定的に廃棄物処理が行えるよう、環境省はこのほど、廃棄物処理業者等が取り組むべき対策をまとめたガイドラインを策定、全国産業廃棄物連合会や都道府県等に通知した。廃棄物処理業者には、新型インフルエンザの流行に備え、事業継続計画の策定を検討するよう求めている。これを受け全産連では、まずは会員へのガイドラインの周知徹底を図っていく方針。一方、都道府県等に対しては、新型インフルエンザ行動計画等に、廃棄物処理業者による事業継続対策を盛り込むよう求めている。

新型インフルエンザが流行した場合、廃棄物処理業の従業員がウイルスに感染し、廃棄物処理が滞ることも懸念される。ガイドラインでは、廃棄物処理はライフラインを支える不可欠なサービスであることから、流行時にも事業を継続することが求められるとし、発生に備えて対策を検討する必要があるとしている。

具体的には、新型インフルエンザ対策の体制整備、感染防止策、事業継続のための重要業務の特定等について検討し、これらを事業継続計画としてまとめ、計画に沿って準備を進めることが必要だと指摘。重要業務の特定に当たっては、従業員の最大4割程度が数週間にわたり欠勤することを想定、内勤よりも処理の

実務を優先することや、腐敗等が進行しやすい廃棄物の処理を優先することなどを例示している。新型インフルエンザが発生した際には、医療機関からは診断や治療、検査に使われた医療器材が

感染性廃棄物として排出され、家庭等からは感染者が使ったティッシュ等が一般廃棄物として排出される。このうち感染性廃棄物については、「感

染性廃棄物処理マニュアル」に基づき適正に処理されれば、廃棄物を媒体とした新たな感染の恐れはないとしている。その上で、流行時には、医療機関から排出される感染

性廃棄物が増加し、処理が停滞する可能性もあることから、処理業者は感染性廃棄物の処理を優先し、医療機関等とも連携して適正な処理を確保することが必要だとしてい

る。また、新型インフルエンザに伴う廃棄物を過度に危険なものとするなどによる混乱も懸念されるとし、地域住民への情報提供の必要性についても言及している。

これに関連して都道府県等に対しては、域内の処理能力を超える感染性廃棄物が発生した場合に備えて、広域的な処理や市町村の焼却施設での受け入れの可能性等について検討を求めている。

平成21年4月15日
環境新聞